

第10条(修繕)

- 1 甲は、別表4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

第11条(費用負担)

- 1 乙は本物件で使用する電気、ガス、上下水道、電話等の諸料金、その他乙の生活から生じる一切の諸料金、ならびに自治会費等の諸費用を負担する。
- 2 乙または入居者は、本契約が存続する間、継続して住宅総合保険に加入し、その費用を負担する。

第12条(契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されるときは、本契約を解除することができる。
 - ①第5条第1項に規定する賃料支払義務
 - ②第6条第2項に規定する共益費支払義務
 - ③前条第1項後段に規定する費用負担義務
- 2 甲は、乙が次の各号に掲げる項目に該当した場合において、当該項目に該当したことにより、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - ①第9条各項に規定する乙の義務に違反したとき
 - ②その他本契約書に規定する乙の義務に違反したとき
 - ③本物件の賃貸借申込書についての虚偽事項の記載その他不正な方法により入居したとき
- 3 乙が、本物件を甲に無断で15日以上に渡って引き続いて留守にし、しかも、その間に乙から甲に対して、何等の連絡もしなかった場合には、その留守期間の満1か月目をもって、乙は本契約を解除したととする。

第13条(解約の申入れ)

- 1 甲は、乙に対して少なくとも180日前に正当な事由に基づき書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して少なくとも30日前に書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申入れの日から30日分の賃料・共益費(本契約の解約後の賃料相当額・共益費相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約の申入れの日から起算して30日を経過するまでの間、随時に本契約を解約することもできる。
- 4 本条項の解約の申入れの日は、当事者がその書面を相手方に出した郵便物の消印をもって充てて、

第14条(明渡し)

- 1 乙は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合においては、直ちに)、明け渡しをしなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 乙は、前項前段の明渡しを完了するときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲および乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容および方法について協議することとする。
- 4 乙は、本契約が終了した後において本物件を明け渡さないときは、不法居住による賠償金として契約終了日の翌日から明渡し日までの期間につき、賃料および共益費の日割額の2倍に相当する金額を甲に支払わなければならない。但し、甲は、特別の事情があるとき、これを減額し、または免除することができる。

第15条(立入り)

- 1 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合には、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

第16条(連帯債務)

本契約上生じる乙の甲に対する一切の債務は、丙が連帯して履行義務を負うこととする。なお、丙は本契約が更新された後も、引き続き連帯保証人としての責めを負うものとする。

第17条(天災および取用)

天災、地震、その他甲の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったとき、また、将来都市計画等により本物件が取用、または使用を制限され賃貸借契約を維持することができなくなったときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害についても甲はその責めを負わないものとする。

第18条(法人契約)

- 1 乙が法人の場合は、原則として入居者を定め、入居者の入れ替えはできないものとする。また、乙は入居者に本契約各条本文等を遵守させなければならない。
- 2 本契約終了の際、乙は責任をもって入居者を立退かせ、本物件の完全な明渡しを行わなければならない。

第19条(代理交渉)

乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲に対して団体・個人を問わず弁護士以外の代理人による交渉は行わないものとする。

第20条(規定外事項および疑義)

甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決することとする。

第21条(管轄裁判所)

甲および乙は、本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

第22条(特約条項)

頭書(4)に記載のとおり。

別表第1(第9条第3項関係)

- ①鉄砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- ②大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること
- ③排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- ④大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと
- ⑤犬、猫、鳥、魚等の動物を飼育すること
- ⑥本物件を故意に損傷すること
- ⑦共同生活の秩序を乱す行為をする事

別表第2(第9条第4項関係)

- ①階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
- ②本物件、および階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- ③頭書(5)に記載する同居人に新たに親族(専業主婦上の姻戚関係と同様の事情にある人その他の婚姻の予約人を含む)以外の人を追加すること
- ④本物件の仕様替えその他工作を加えること
- ⑤敷地内に工作物を築造し、または敷地の現状を変更すること
- ⑥玄関の錠の取替え、取付けを行うこと

別表第3(第9条第5項関係)

- ①頭書(5)に記載する同居人に新たに親族を追加するとき
- ②14日以上継続して本物件を留守にすること
- ③乙および丙の氏名、勤務先・連絡先等に変更があったとき
- ④乙が破産等の申立てを行ったとき
- ⑤本物件が損傷し、または損傷のおそれが生じたとき

別表第4(第10条関係)

- ①置表の取替え、裏返し
- ②障子紙・ふすま紙の張替え
- ③電球、蛍光灯の取替え
- ④ヒューズの取替え
- ⑤給水栓(バッキン)の取替え
- ⑥排水栓(バッキン)の取替え
- ⑦その他費用が軽微な修繕

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	コピー機リース代(4月~2月分)(@10,260×11)	112,860	1/2	56,430
5/24	コピーカウント代 4月分	9,138	1/2	4,569
6/23	コピーカウント代 5月分	5,717	1/2	2,858
7/26	コピーカウント代 6月分	3,731	1/2	1,865
8/23	コピーカウント代 7月分	6,718	1/2	3,359
9/24	コピーカウント代 8月分	7,733	1/2	3,866
10/25	コピーカウント代 9月分	11,680	1/2	5,840
11/24	コピーカウント代 10月分	12,628	1/2	6,314
12/23	コピーカウント代 11月分	14,949	1/2	7,474
1/24	コピーカウント代 12月分	10,083	1/2	5,041
2/24	コピーカウント代 1月分	9,572	1/2	4,786
3/23	コピーカウント代 2月分	8,037	1/2	4,018
4/30	固定電話代 4月分	13,532	1/2	6,766
5/31	固定電話代 5月分	7,194	1/2	3,597
6/30	固定電話代 6月分	7,339	1/2	3,669
8/2	固定電話代 7月分	6,848	1/2	3,424
8/31	固定電話代 8月分	6,843	1/2	3,421
9/30	固定電話代 9月分	6,957	1/2	3,478
11/1	固定電話代 10月分	6,905	1/2	3,452
11/30	固定電話代 11月分	8,067	1/2	4,033
1/4	固定電話代 12月分	7,477	1/2	3,738
1/31	固定電話代 1月分	7,821	1/2	3,910
2/28	固定電話代 2月分	8,663	1/2	4,331
5/6	消耗品	1,925	1/2	962
5/27	消耗品	2,255	1/2	1,127
事務費 充当合計		/	/	152,328

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 1D10K30

発行日 2021年 4月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



4月分案分 (10,260 × 1/2 = 5,130)

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 1E10135

発行日 2021年 5月10日

未松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社



5月分額/2 · (10,260 × 1/2 = 5,130)

充当金額 ¥ 5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 1F10K43

発行日 2021年 6月10日

未松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付はつき票
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社



6A分額 $\frac{1}{2} \cdot (10,260 \times \frac{1}{2} = 5,130)$

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 1G10255

発行日 2021年 7月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付に付き東
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



7月分案分1/2 (10,260 × 1/2 = 5,130)

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 1H10K61

発行日 2021年 8月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付印つき
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社



8月分業分½ (10,260 × ½ = 5,130)

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 1110247

発行日 2021年 9月10日

未松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

仲林税理士事務所
住友不動産
税務課 敬啓

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社



9月分 案分 1/2 (10,260 × 1/2 = 5,130)
充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 1J11K43

発行日 2021年10月11日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



10月分業分 $\frac{1}{2}$ ($10,260 \times \frac{1}{2} = 5,130$)

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 1K10208

発行日 2021年11月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付に付き東
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



11月分割合 $(10,260 \times \frac{1}{2} = 5,130)$

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領 収 証

領収証番号 **L110J60**

発行日 2024年12月10日

未松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きまますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。敬具


上記金額正に預収致しました。
除、因訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥10,260
-----	---------

金額を明記する領収証が
捺印中されていなく、及び
捺印がないものは無効です。

印紙税申告納
付済
事務室承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シヤープファイナンス株式会社



12月分額 $\frac{1}{2}$ ($10,260 \times \frac{1}{2} = 5,130$)

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 2A10103

発行日 2022年 1月10日

未松文信事務所 御中

持啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証を送付させて頂きまので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

上記金額正に領収致しました。
尚、内訳は左記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したものの領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印のないものは無効です。

印紙税申告納
済
私務書本証印

〒102-0088
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社

印
紙
税
納
済
私
務
書
本
証
印

1-月分案分 $\frac{1}{2}$ (10,260 $\times\frac{1}{2}$ =5130)

充当金額 ¥ 5130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 2B10159

発行日 2022年 2月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,250
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社



2A分率1/2 (10,250 × 1/2 = 5,130)

充当金額 ¥ 5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2021年05月27日
領収証No. : 210500221860

末松文信事務所 御中

¥9,138-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2021年05月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



4月分半 (9,138 × 1/2 = 4,569)

充当金額 ¥4,569

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2021年06月28日
領収証No. : 210600223277

末松文信事務所 御中

¥5,717-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2021年06月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



5A公算分 (5,717 × 1/2 = 2,858)

充当金額 ¥2,858

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日：2021年07月29日
領収証No.：210700224719

末松文信事務所 御中

¥3,731-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2021年07月26日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



6月分半額 (3,731 × 1/2 = 1,865)

充当金額 ¥1,865

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2021年08月26日
領収証No. : 210800226054

末松文信事務所 御中

¥6,718-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2021年08月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



7月分 1/2 (6,718 × 1/2 = 3,359)

充当金額 ¥3,359

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2021年09月29日
領収証No. : 210900227578

末松文信事務所 御中

¥7,733-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2021年09月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



8A分率 $\frac{1}{2}$ (7,733 $\times\frac{1}{2}$ =3,866)

充当金額 ¥3,866

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2021年10月28日
領収証No. : 211000228829

末松文信事務所 御中

¥11,680-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2021年10月25日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



9月分給 $\frac{1}{2}$ (11,680 \times $\frac{1}{2}$ = 5,840)

充当金額 ¥ 5,840

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2021年11月29日
領収証No. : 211100230043

末松文信事務所 御中

¥12,628-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2021年11月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



10月分案分½ (12,628 × ½ = 6314)
充当金額 ¥6314

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日：2021年12月28日
領収証No.：211200231523

末松文信事務所 御中

¥14,949-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2021年12月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



11A分額 (14,949 × 1/2 = 7474)
充当金額 ¥7474

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2022年01月27日
領収証No. : 220100232827

末松文信事務所 御中

¥10,083-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年01月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



12月分案分 (10,083 × 1/2 = 5,041)

充当金額 ¥5,041

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2022年03月01日
領収証No. : 220300234172

末松文信事務所 御中

¥9,572-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年02月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



1月分案分 $(9572 \times \frac{1}{2} = 4786)$

充当金額 ¥4786

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2022年03月28日
領収証No. : 220300235344

末松文信事務所 御中

¥8,037-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年03月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



2月分案分 (8,037 × 1/2 = 4,018)

充当金額 ¥ 4,018

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

固定電話

03-04-30 WTU

13,532 〒0079646487

4月分案分½ (13532 × ½ = 6766) 充当金額 ¥6766

03-05-31 WTU

7,194 〒0079646487

5月分案分½ (7194 × ½ = 3597) 充当金額 ¥3597

03-06-30 WTU

7,339 〒0079646487

6月分案分½ (7339 × ½ = 3669) 充当金額 ¥3669

03-08-02 WTU

6,848 〒0079646487

7月分案分½ (6848 × ½ = 3424) 充当金額 ¥3424

03-08-31 WTU

6,843 〒0079646487

8月分案分½ (6843 × ½ = 3421) 充当金額 ¥3421

口座番号

[Redacted]

末松 文信 様

通帳

● 琉球銀行

固定電話

琉球銀行

引き落し

[Redacted]

円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

固定電話

12 03-09-30 WTU

6,957 〒70079646487

充当金額 ¥3,478

9月分 1/2 (6,957 × 1/2 = 3,478)

4 03-11-01 WTU

6,905 〒70079646487

充当金額 ¥3,452

10月分 1/2 (6,905 × 1/2 = 3,452)

19 03-11-30 WTU

8,067 〒70079646487

充当金額 ¥4,033

11月分 1/2 (8,067 × 1/2 = 4,033)

17 04-01-04 WTU

7,477 〒70079646487

充当金額 ¥3,738

12月分 1/2 (7,477 × 1/2 = 3,738)

17 04-01-31 WTU

7,821 〒70079646487

充当金額 ¥3,910

1月分 1/2 (7,821 × 1/2 = 3,910)

13 04-02-28 WTU

8,663 〒70079646487

充当金額 ¥4,331

2月分 1/2 (8,663 × 1/2 = 4,331)

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

消耗品

領収証

2021年05月06日 No:20500178

未松文信事務所

様

金額 ￥1,925-

但し、
上記正に領収いたしました。

内訳	
税抜金額	¥1,750-
消費税額等(10%)	¥175-

有限会社ガマ
 沖縄県名護市大南3-13-1
 電話:0980-53-5211
 FAX:0980-53-4343

領収証

未松文信事務所
様



沖縄県名護市大南3-13-1
TEL 0980-53-5211

No 20500178

2021年05月06日

コピー用紙 1°-11°-77 A4	
1箱	¥1,750
	¥1,750

小計	¥1,750
消費税 10.0%	¥175
合計	¥1,925

コピー用紙 1箱 1/2

(1925 x 1/2 = 962)

合計金額 ¥962

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

消耗品

領収証

2021年05月27日 No:20501770

末松文信事務所

様

金額 ￥2,255-

但し、
上記正に領収いたしました。

内訳	
税抜金額	¥2,050-
消費税額等(10%)	¥205-

有限会社ガマ三
 沖縄県名護市大南3-13-1
 電話:0980-53-5211
 FAX:0980-53-4345

領収証

末松文信事務所
様

有限会社 **ガマ三**

沖縄県名護市大南3-13-1
TEL 0980-53-5211

No 20501770

2021年05月27日

フラットファイルV 7-V10B A4S	
10枚	¥70
ラミネートフィルム A4	
1ハック	¥550
ラミネートフィルム A3 25枚入	
1ハック	¥800
小計	¥2,050
消費税 10.0%	¥205
合計	¥2,255

消耗品 案分

(2255 × 1/2 = 1127)

充当金額 ￥1127

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	職員給与(4月～3月分) (@80,000×12)	960,000	全額	960,000
6/7	労働保険(令和3年度)	11,539	その他	8,659
人件費 充当合計				968,659

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和3年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
4月30日	80,000	0	240	79,760	●	4月分
6月4日	80,000	0	240	79,760	●	5月分
7月5日	80,000	0	240	79,760	●	6月分
8月5日	80,000	0	240	79,760	●	7月分
9月3日	80,000	0	240	79,760	●	8月分
10月5日	80,000	0	240	79,760	●	9月分
11月5日	80,000	0	240	79,760	●	10月分
12月3日	80,000	0	240	79,760	●	11月分
1月5日	80,000	0	240	79,760	●	12月分
2月4日	80,000	0	240	79,760	●	1月分
3月4日	80,000	0	240	79,760	●	2月分
4月5日	80,000	0	240	79,760	●	3月分
合計	960,000	0	2,880	957,120		

充当割合：政務活動費のみ全額充当

人件費

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

※取扱庁番号

沖縄労働局

00075679

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※令和03年度
印申憑書

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 番号	※CD	※証券受領
	47	103	004496	-000	9	全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号：令和は9) ※徴定年度(元号：令和は9)

03-03

03-03

※収納区分
62

※認
決
区
分

※内証券受領
円

納付の目的

- 令和
03年度
概算
1期
(金期又は1期)
- 令和
02年度
確定

(住所) 〒905-0011 名護市
字宮里
448-5

(氏名) 沖縄県議会末松文信事務所
末松 文信

08-E016378 AA1A47R020225#
47103004496-000 0020225

内 部	労働 保険料	11520	円
一 般 拠 出 金	19	円	
納付額 (合計額)		11539	円

あて先
〒900-0006
那覇市
おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階
E 沖縄労働局

上記の合計額を領収しました。
領収日付等
出納済
3.6.7
沖縄海邦銀行
やんばる支店
T-2
(納付者渡し)

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険特別会計歳入徴収官

事業主負担(年) 8,640A (A) 720A

$$(720 \times 12 + 19 = 8659) \text{ (拠出金)}$$

充当額 ¥8,659

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
 (一括有期事業を含む。)

字体 U I Z J Y O I O I

第3号記入に当たっての注意事項をよく読んでから記入して下さい。
 OCR障への記入は上記の「際注意」欄でお願いいたします。

事業主控 08-E016378
 AA1A47R-020225#

下記のとおり申告します。

種別
 ※修正項目番号
 ※入力確定コード (項1)

年 月 日
 7 月 1 日

あて先 〒 900-0006
 那覇市
 おもろまち2丁目1番1号
 那覇第2地方合同庁舎8階

沖縄労働局 15f3o3p4
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

①労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
47103004496-000					

※各種区分		
管轄②	保険関係等	業種
03	111	9416
		93

②増加年月日(元号:令和は9) 7-3-6
 ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元号-月-日
 ※事業廃止等理由 項4 項5
 ④常時使用労働者数 項6 ⑤雇用保険被保険者数 項7
 ※保険関係 ※片保険理由コード 項9 項10

算定期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで			
⑦区分	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料一般拠出率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	960 (項11千円)	12.00 (項12)	11520 (項12)円
労災保険分	3.00 (項13千円)	3.00 (項14)	900 (項14)円
雇用保険分	9.00 (項18千円)	9.00 (項19)	810 (項19)円
一般拠出金(注1)	960 (項35千円)	0.02 (項36)	19 (項36)円

(注2)(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金
 一般拠出金は延納できません。

算定期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで			
⑪区分	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	960 (項20千円)	12.00 (項21)	11520 (項21)円
労災保険分	3.00 (項22千円)	3.00 (項23)	900 (項23)円
雇用保険分	9.00 (項26千円)	9.00 (項27)	810 (項27)円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 項28
 ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) 項29
 ※延納の申請 納付回数 項30
 ※検査無区分 項31
 ※計算対象区分 項32
 ※アーク指示コード 項33
 ※再入力区分 項34
 ※修正項目 項35

なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合には折り返しマーク(△)の所で折り返してください。

⑮ 申告済概算保険料額 11,520 円	⑯ 申告済概算保険料額 11,520 円	⑰ 増加概算保険料額 11,520 円
----------------------	----------------------	---------------------

⑲ 差引 (イ) 充当額 11,520 円 (ロ) 還付額	⑳ 差引 (イ) 労働保険料のみに充当 11,520 円 (ロ) 一般拠出金のみに充当 0 円 (ハ) 労働保険料及び一般拠出金に充当 11,520 円
-------------------------------------	---

㉑ 全期又は第1期別納額 (イ) 概算保険料額(⑮の(イ)+⑯+次期以降の円未満増額) 11,520 円 (ロ) 労働保険料充当額(⑮の(イ)-⑯の(ロ)) 0 円 (ハ) 不足額(⑯の(ハ)) 0 円 (ニ) 今期労働保険料(⑮の(イ)-⑯)又は(イ)+(ハ) 11,520 円 (ホ) 一般拠出金充当額(⑮の(イ)-⑯の(ホ)) 0 円 (ヘ) 一般拠出金額(⑯の(ヘ)-⑯の(ホ))(注2) 19 円 (ト) 今期納付額((ニ)+(ヘ)) 11,539 円	㉒ 第2期別納額 (イ) 概算保険料額(⑮の(イ)+⑯) 11,520 円 (ロ) 労働保険料充当額(⑮の(イ)-⑯の(ロ)) 0 円 (ハ) 第2期納付額(⑲)-(イ) 0 円	㉓ 第3期別納額 (イ) 概算保険料額(⑮の(イ)+⑯) 11,520 円 (ロ) 労働保険料充当額(⑮の(イ)-⑯の(ロ)-⑲の(ロ)) 0 円 (ハ) 第3期納付額(⑲)-(イ)-(ロ) 0 円	㉔ 事業又は作業の種類 事務	㉕ 保険関係成立年月日	㉖ 事業廃止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 編別 (4) 労働者なし (5) その他
--	--	--	----------------	-------------	---

㉗ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険
 ㉘ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない
 郵便番号 905-0011 (0980) 電話番号 43-5280
 (イ) 住所(法人のときは) 那覇市室里 448-5
 (ロ) 名称 沖縄県議会 末松文信事務所
 (ハ) 氏名 末松文信(法人のときは) 代表者の氏名

令和 3 年度 雇用職員申告票

議員名 末松 文信

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和3年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員 末松 文信



勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿
- タイムカード
- その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 末松 文信】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整 等	15%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	20%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付 等	25%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	15%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	10%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	5%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	政務外については、他の専用職員が対応しています	

令和3年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 末松 文信



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名	生年月日
住 所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日
主な就業場所	名護市宮里448-5 沖縄県議会末松文信事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成等
就業時間	午前10時 ~ 午後5時 (休憩1時間)
勤務日数	月16日
休日・休暇	土日祝日・盆休(1日)・年末年始 12月29日~1月3日 慶弔・有給休暇14日
給与(賃金)	月給 80,000円
給与支払日	毎月月末(切) 5日払い
支払方法	直接払い
備 考	残業なし
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 3年 4月 1日

雇用者 氏名 末松文信



被雇用者 氏名



4 月				5 月				6 月			
17日 土	●	1日 木	●	17日 月	△	1日 土	●	17日 木	●	1日 火	●
18日 日	●	2日 金	●	18日 火	△	2日 日	●	18日 金	●	2日 水	●
19日 月	△	3日 土	●	19日 水	墨 休 日	3日 月	△	19日 土	●	3日 木	●
20日 火	△	4日 日	●	20日 木	水 休 日	4日 火	△	20日 日	△	4日 金	△
21日 水	●	5日 月	●	21日 金	こ ど ろ 日	5日 水	△	21日 月	△	5日 土	△
22日 木	●	6日 火	△	22日 土	●	6日 木	●	22日 火	△	6日 日	△
23日 金	●	7日 水	△	23日 日	●	7日 金	●	23日 水	△	7日 月	△
24日 土	●	8日 木	●	24日 月	△	8日 土	●	24日 木	●	8日 火	●
25日 日	●	9日 金	●	25日 火	△	9日 日	●	25日 金	●	9日 水	●
26日 月	△	10日 土	●	26日 水	△	10日 月	△	26日 土	●	10日 木	●
27日 火	●	11日 日	●	27日 木	●	11日 火	△	27日 日	●	11日 金	●
28日 水	●	12日 月	●	28日 金	●	12日 水	△	28日 月	△	12日 土	△
29日 木	●	13日 火	△	29日 土	●	13日 木	●	29日 火	△	13日 日	△
30日 金	●	14日 水	△	30日 日	●	14日 金	△	30日 水	△	14日 月	△
	●	15日 木	△	31日 月	△	15日 土	△		●	15日 火	●
	●	16日 金	△		△	16日 日	△		●	16日 水	●
出勤	16日			出勤	16日			出勤	16日		
欠勤	日			欠勤	日			欠勤	日		
早退	日			早退	日			早退	日		
遅刻	日			遅刻	日			遅刻	日		

7 月				8 月				9 月			
	17日 土	●	1日 木	●	17日 火		1日 日	●	17日 金	●	1日 水
	18日 日	●	2日 金	●	18日 水		2日 月		18日 土	●	2日 木
	19日 月		3日 土	●	19日 木	●	3日 火		19日 日	●	3日 金
●	20日 火		4日 日	●	20日 金	●	4日 水	敬老の日	20日 月		4日 土
●	21日 水		5日 月		21日 土	●	5日 木	●	21日 火		5日 日
海の日	22日 木	●	6日 火		22日 日	●	6日 金	●	22日 水		6日 月
七夕の日	23日 金	●	7日 水		23日 月		7日 土	秋分の日	23日 木	●	7日 火
	24日 土	●	8日 木	●	24日 火		8日 日	●	24日 金	●	8日 水
	25日 日	●	9日 金	●	25日 水		9日 月		25日 土	●	9日 木
	26日 月		10日 土	●	26日 木	●	10日 火		26日 日	●	10日 金
●	27日 火		11日 日	●	27日 金		11日 水		27日 月		11日 土
●	28日 水		12日 月		28日 土	●	12日 木	●	28日 火		12日 日
●	29日 木	●	13日 火		29日 日	●	13日 金	●	29日 水		13日 月
●	30日 金	●	14日 水		30日 月		14日 土		30日 木	●	14日 火
	31日 土	●	15日 木	●	31日 火		15日 日			●	15日 水
		●	16日 金				16日 月			●	16日 木
出勤	16日			出勤	16日			出勤	16日		
欠勤	日			欠勤	日			欠勤	日		
早退	日			早退	日			早退	日		
遅刻	日			遅刻	日			遅刻	日		

10 月				11 月				12 月								
17日	日	●	1日	金	有休	17日	水	●	1日	月	●	17日	金	●	1日	水
18日	月	/	2日	土	有休	18日	木	●	2日	火	/	18日	土	●	2日	木
19日	火	●	3日	日	有休	19日	金	代 の 日	3日	水	/	19日	日	●	3日	金
20日	水	●	4日	月	/	20日	土	●	4日	木	/	20日	月	/	4日	土
21日	木	●	5日	火	/	21日	日	●	5日	金	●	21日	火	/	5日	日
22日	金	●	6日	水	/	22日	月	/	6日	土	●	22日	水	/	6日	月
23日	土	●	7日	木	勤 勞 感 謝 日	23日	火	/	7日	日	●	23日	木	●	7日	火
24日	日	●	8日	金	●	24日	水	/	8日	月	●	24日	金	●	8日	水
25日	月	/	9日	土	●	25日	木	●	9日	火	/	25日	土	●	9日	木
26日	火	●	10日	日	●	26日	金	●	10日	水	/	26日	日	●	10日	金
27日	水	●	11日	月	/	27日	土	●	11日	木	/	27日	月	/	11日	土
28日	木	●	12日	火	/	28日	日	●	12日	金	●	28日	火	/	12日	日
29日	金	●	13日	水	/	29日	月	/	13日	土	年 終 休	29日	水	/	13日	月
30日	土	/	14日	木	●	30日	火	/	14日	日	年 終 休	30日	木	●	14日	火
31日	日	●	15日	金	/	31日	月	/	15日	月	年 終 休	31日	金	●	15日	水
		/	16日	土	/			●	16日	火	/			●	16日	木
出勤 16日				出勤 16日				出勤 16日								
欠勤 日				欠勤 日				欠勤 日								
早退 日				早退 日				早退 日								
遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日								

1 月			2 月			3 月				
17日 月	年始 休	1日 土	●	17日 木	●	1日 火	●	17日 木	●	1日 火
●	18日 火	年始 休	2日 日	●	18日 金	●	2日 水	●	18日 金	●
●	19日 水	年始 休	3日 月	／	19日 土	●	3日 木	／	19日 土	●
●	20日 木	●	4日 火	／	20日 日	●	4日 金	／	20日 日	●
●	21日 金	●	5日 水	●	21日 月	／	5日 土	春分 日	21日 月	／
／	22日 土	●	6日 木	●	22日 火	／	6日 日	●	22日 火	／
／	23日 日	●	7日 金	天皇 誕生日	23日 水	／	7日 月	●	23日 水	／
／	24日 月	／	8日 土	●	24日 木	●	8日 火	●	24日 木	●
●	25日 火	／	9日 日	●	25日 金	●	9日 水	／	25日 金	●
●	26日 水	成人 の日	10日 月	／	26日 土	●	10日 木	／	26日 土	●
●	27日 木	●	11日 火	／	27日 日	建国 記念日	11日 金	／	27日 日	●
●	28日 金	●	12日 水	●	28日 月	／	12日 土	／	28日 月	／
／	29日 土	●	13日 木	／	13日 日	／	13日 日	／	29日 火	／
／	30日 日	●	14日 金	／	14日 月	●	14日 月	●	30日 水	／
／	31日 月	／	15日 土	／	15日 日	●	15日 火	●	31日 木	●
／	／	／	16日 日	／	16日 日	●	16日 水	／	／	16日 水
出勤	16日		出勤	16日		出勤	16日			
欠勤	日		欠勤	日		欠勤	日			
早退	日		早退	日		早退	日			
遅刻	日		遅刻	日		遅刻	日			